

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（第2回）

議事次第

- 1 日 時 平成24年12月6日（木）16：00～18：00
- 2 場 所 文部科学省旧文部省庁舎6階 第2講堂
- 3 議 題 大学設置認可の在り方の見直しについて
 - （1）大学の質の向上のためのトータルシステムについて
 - （2）設置認可の在り方について
 - （3）設置認可以外の質保証について
- 4 配付資料
 - 資料1 設置要項・名簿（第1回検討会「資料1」）
 - 資料2 主な論点
 - 資料3 各論点についての第1回検討会における主な意見
 - 資料4 大学設置認可申請に関する大学設置・学校法人審議会会長等のコメント（要旨）
 - 資料5 大学の設置認可制度について（第1回検討会「資料2」）
 - 資料6 現在の審査基準の概要
 - 資料7 大学設置基準
 - 資料8 社会的ニーズ及び学生確保の見直しに関する審査の現状について
 - 資料9 平成4～6年度と現在の審査スケジュールの対比
 - 資料10 私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率
 - 資料11 大学・短期大学の入学定員数等の推移（都市部とそれ以外との比較）

（机上資料）

○尾崎委員提出意見

○前回までの配付資料集

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会

平成24年11月20日
文部科学大臣決定

1. 趣旨

大学の設置認可の在り方について見直し、大学教育の質の向上を図るため、大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設ける。

2. 検討事項

検討会は、大学等の設置認可に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 審査基準の在り方
- (2) 審査体制の在り方
- (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 実施方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から検討会としての意見のとりまとめが終了するときまでとする。

5. その他

- ・ 検討会に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・ この決定に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会委員

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県
高等学校PTA連合会会長
- 今村 久美 特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事
- (座長) 浦野 光人 株式会社ニチレイ代表取締役会長、公益財団法人産業
教育振興中央会理事長
- 及川 良一 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 尾崎 正直 高知県知事
- 北山 禎介 株式会社三井住友銀行取締役会長、公益社団法人経済
同友会副代表幹事・教育問題委員会委員長
- 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・総長、大学設置・学校法
人審議会会長
- 佐野 慶子 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事
- 清家 篤 慶應義塾塾長、全私学連合代表
- 寺島 実郎 一般財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
- 濱田 純一 東京大学総長、一般社団法人国立大学協会会長
- 林 文子 横浜市長

主な論点

1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

2. 大学等の設置認可に関する論点

(1) 審査基準の在り方

(2) 審査体制の在り方

(3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 設置認可以外の質保証に関する論点

(1) 設置後の評価等を通じたの質保証

(2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

4. その他

各論点についての第1回検討会における主な意見

1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

- ・大学の質を高めることは設置認可を含む全体システムの中で考える必要がある。
- ・設置認可の後も、毎年のアフターケア（設置計画履行状況等調査）、認証評価へという流れをきっちり作ることが重要。

2. 大学等の設置認可に関する論点

(1) 審査基準の在り方

①基本的な考え方

- ・大学の設置には厳格な事前審査が必要。
- ・大学は人を育てるところであり、ある程度、設置段階での入口規制は必要。
- ・大学が潰れると学生や社会にとって大きなロスが生じる。できるだけそういうことが起きないように、教育内容だけでなく経営的にも担保が必要。
- ・設置基準は国公私を問わず共通に満たすべき基準であると同時に、私学の建学の精神が最大限生かされるよう大学の画一化を招かない視点を取り入れるべき。
- ・新しい個性的、チャレンジングな大学も認めていくべき。
- ・小さな大学で良い教育をしているところが潰れないように、バランスをとっていくことも考えるべき。

②社会的ニーズへの対応の観点

- ・自治体や地域社会、企業との連携、貢献についての考え方を設置認可の視点の一つとしてはどうか。
- ・地域の住民、経済界、官公庁との連携で、大学が地域を支え、地域が大学を支えているところがある。
- ・日本の経済・産業・社会構造の変化を踏まえ、大学と社会のリンケージに対する解析・分析を、文科省で他省庁とも協力して行うべき。

③学生確保、経営の見通しの観点

- ・設置者負担主義を守れるよう財政状況のチェックが必要。

④教員、校地等についての観点

- ・教員の資格審査は厳格に行うべき。

- ・学部の校地の基準が緩和されたが、できれば若く活発な学部学生の集う場所にふさわしいキャンパスが必要。

⑤管理運営、情報公開等についての観点

- ・大学のガバナンス、意思決定の在り方も視点に入れるべきではないか。
- ・教育情報、経営情報の公開に対する姿勢を認可の際にも求めるべき。

⑥基準の運用等

- ・現行の設置基準の運用を厳格化していくことが、すぐにできることではないか。

(2) 審査体制の在り方

- ・審査に地域社会の状況や大学に対する地域社会の期待をよく知る人材を加えるべき。
- ・大学教育の質を担保するためには、大学教育について深い見識を持っている専門家が中心に審査をする必要があり、その意味で現在の設置審の在り方は基本的には理にかなっている。

(3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 設置認可以外の質保証に関する論点

(1) 設置後の評価等を通じた質保証

- ・既存の大学の質の向上と定員の弾力化を積極的に考えることが重要。
- ・年次計画が完成するまでの間も毎年基準を満たしているかどうかのチェックを行い、最終的には7年目に認証評価を受けるという流れをきっちり作ることが重要。
- ・経営情報のディスクロズが必要。
- ・教育、経営についての情報公開が重要。
- ・急に閉校等にならないように、認証評価でももう少し厳格なチェックを。

(2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

- ・既存の大学の閉鎖等の場合に学生の学びの機会を確保する仕組みを社会全体で構築しておく必要がある。
- ・経営が立ち行かなくなり大学が退出する場合、予め明示された基準に基づき段階的に進めるといふ、より透明性の高いルールにしていくべき。
- ・学生に迷惑がかからない形でソフトランディングできるよう、段階的な統廃合や退出の制度設計が必要。

- ・経営者は最悪の場合を想定して学生の学習機会の確保策などを考えておくべき。

4. その他

〈大学の在り方〉

- ・社会の土台は人間であり、日本の将来の発展は現在の教育の質と量にかかっている。
- ・少子高齢化で若者の数が減る時代には、一人一人の価値をどれだけ高めて行くかが日本社会にとって大きな課題。
- ・高等教育への公財政支出について国全体の方針の位置付けを。
- ・日本の文化的な力、知的な力から考えれば、もっと進学率が高くてもおかしくない。
- ・知識基盤社会に向けた質の高い高等教育人材の需要は今後も高まっていくと考えられる。
- ・A大学である分野、B大学で別の分野を学ぶというように、大学間で渡れるようなシステムづくりが必要。
- ・高等教育機関で学びたい人がいつでも学べるチャンスがあるという状況を目指すべき。
- ・淘汰よりも質の向上のための競争に転換すべき。
- ・規模の大きな大学がさらに大きくなるという現象が続いている。

〈社会人の受け入れ〉

- ・リーダーだけでなく、ごく普通の市民のレベルが世界の中で日本が一番だというようにしたい。そのためにはリカレント教育を含め高等教育が重要。
- ・社会人の入学者の割合が少ないことが日本の大学の問題の一つ。職場や社会でリカレント教育ができる余裕を作っていくことも課題。
- ・例えばNPO、NGOのマネジメントなど、社会のニーズに合った教育の機会を社会人に開放し、社会参画の場として大学を活かしていくことなどが考えられる。
- ・社会人が大学院に通いやすくなるよう会社や社会の理解が進まないと、社会人の受け入れはなかなか進まない。

〈初等中等教育との関係〉

- ・高等教育の質の向上の前に中等教育が果たすべき役割を果たしているか。大学入学後に補習教育が必要という状況はどうなのか。
- ・高校から大学に進学する子どもも就職する子どもも、確実に学べる場所を確保してもらいたい。
- ・学力については小・中・高等学校での積み上げも必要。
- ・大学教育の質の保証のためには、中等教育との接続、高校教育の質の保証が欠かせない。

大学設置認可申請に関する大学設置・学校法人審議会会長等のコメント（要旨）

1 1月答申の提出に当たって（大学設置・学校法人審議会会長コメント）

（平成19年11月27日 永田眞三郎審議会会長）

- （申請の取り下げ、保留となった案件について）総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方にに基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧される場所である。大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。
- 文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - ・大学院大学のハード面など基準の明確化
 - ・多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の明確化 等

近年の審査を振り返って（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント）

（平成20年2月27日 黒田壽二学校法人分科会長）

- 「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く見られるようになった。
- 認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。
- 設置認可に際し、準備不足から多数の留意事項が付されたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高める平成16年の私立学校法改正の趣旨について改めて徹底する必要がある。

11月答申の提出に当たって〔大学設置・学校法人審議会会長コメント〕

- 1 このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問等のあった平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申等を行った。諮問等のなされたもののうち、今回認可の答申等に至った案件は94件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 2 本年度の申請等の大きな特色の一つは、教職大学院関係が21件あったことである。このうち、今回の答申等で可となったのは19件、申請が取り下げられたものが2件である。全体的に、実践的な能力を培うための実習の重要性に関する理解が不十分であると思われる案件がかなり見られ、それらについては補正を求めることとなった。教職大学院は教職課程改善のモデルとして制度化されたことを十分踏まえ、質の高い実践的なリーダー教員養成を行う体制を整備・充実することを強く求めたい。
- 3 教職大学院以外の案件では、大学の新設、学部の設置、短期大学の学科の設置、大学の通信教育の開設、大学院の研究科の設置、専攻設置・課程変更の各区分で、申請の取り下げが7件あり、また、いくつかの案件については、当審議会においてさらに吟味を必要とするという判断から、現在の時点では保留という結果となっている。これらの案件は、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかとの懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 4 規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方に基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧されることである。本年1月には文部科学大臣が、株式会社が設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。各申請者においては、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備を経た上で申請するよう重ねてお願いしたい。また、積極的に教育情報・財務情報を公開し社会に対する説明責任を果たすよう期待したい。
- 5 今回の審査に際しても、設置構想が多様化する中、判断に苦慮した局面が少なくなかった。文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - 学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化
 - 大学院大学のハード面など基準の明確化
 - 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
 - 教職大学院の基準の明確化
 - 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会会長 永田 眞三郎

近年の審査を振り返って

(大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント)

私立大学審議会を前身とする本分科会は、法令の定めにより私立大学関係者を中心に構成され、経営面を中心に設置審査に当たっている。言い換えれば、本分科会は、私立大学関係者の「自主性」「自律性」に厚い信頼を置く私立大学制度の一部を成すものであり、申請者の「自律性」を期待し、「自主性」を尊重することを審査の基本方針としている。

一方、我が国の私立大学は、過去十数年の間、著しい環境の変化に晒されてきた。18歳人口が4割減少し、地方を中心に定員割れに苦しむ大学も少なくない。バブル経済の崩壊は、出口（就職）を意識した教育内容の不断の見直しを不可避とした。さらに、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和の流れは、私立大学の多様化に大きく道を開いた。

かかる環境変化に直面し、各大学が、経営の安定性に意を払いつつ、建学の精神の下、様々な工夫を凝らし改革を進めていることは、高く評価したい。しかし、他方で、私立大学制度の前提である「自主性」「自律性」を損ないかねない事態が審査の過程等で明らかになりつつあることを指摘しなければならない。

第一に、継続的な運営のための「安定性」の問題である。私立大学は、在学生のみならず、卒業生に対しても母校として存続、発展する責務がある。「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く見られるようになった。

第二に、社会からの「信頼性」の問題である。教育基本法で規定される通り、学校とは「公の性質」を有するものであり、その設置者たる学校法人には高い「公共性」が求められる。しかし、昨今、認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足からか多数の留意事項が付されたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高めるための平成16年の私立学校法改正の趣旨についても、改めて徹底する必要がある。

以上、いずれも最終的には設置者たる学校法人の自己責任に帰すべき問題とは言え、事態の広がりによっては、学校経営に民間参入を認めた唯一の制度として確立してきた『学校法人制度』の根幹を揺るがしかねない。この事態の克服のため、何よりも、我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待したい。

本学校法人分科会は、私立大学の水準の向上、健全な発展に責任を負う機関として、事態の推移を見極めつつ、審査基準、審査方針の見直しと厳正な審査に一層努めてまいりたい。

平成20年2月27日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 黒田 壽二

大学の設置認可制度について

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【審査の基準】

教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。
- ・学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されていること。
- ・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数が定められていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。
- ・教育上主要と認める授業科目について専任の教授又は准教授に担当させていること。
- ・教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていること。

【名称、施設・設備等】

- ・ 大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・ 大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

教員審査

- ・ 研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・ 専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。**【施設・設備の整備状況】**

- ・ 校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。
（校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。）

【設置経費】

- ・ 施設及び設備の設置経費が標準設置経費（※）を下回っていないこと。

【経常経費】

- ・ 人件費等の経常経費については、標準経常経費（※）を下回っていないこと。

【設置に必要な財源】

- ・ 設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

【管理運営】

- ・ 大学等を設置するにふさわしい管理運営体制（役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など）が整備されていること。

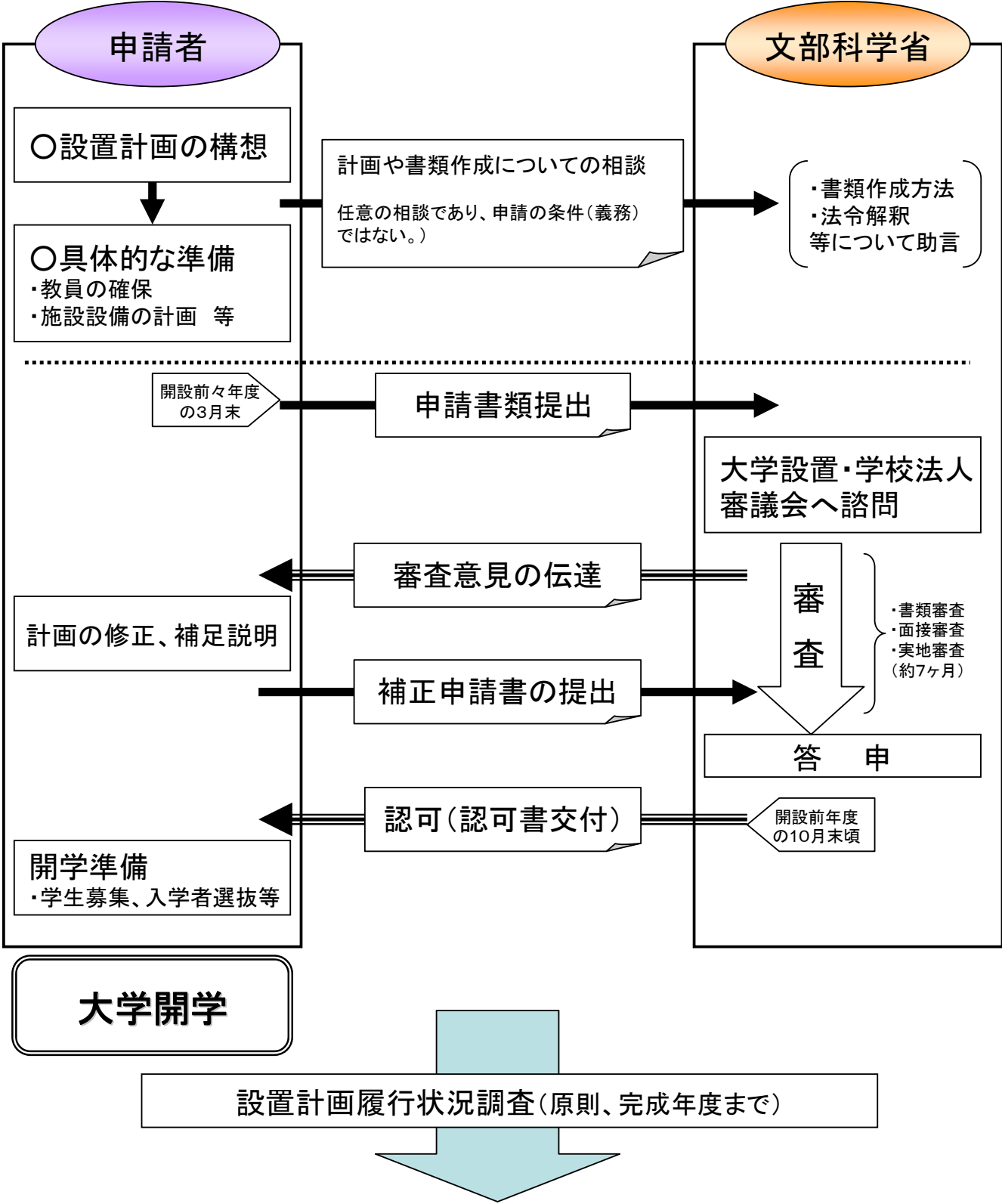
※ 設置基準上の最低基準をベースに算定した、大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

※ 教員組織、校舎等の施設及び設備については、文部科学省告示において、段階的な整備が認められている。

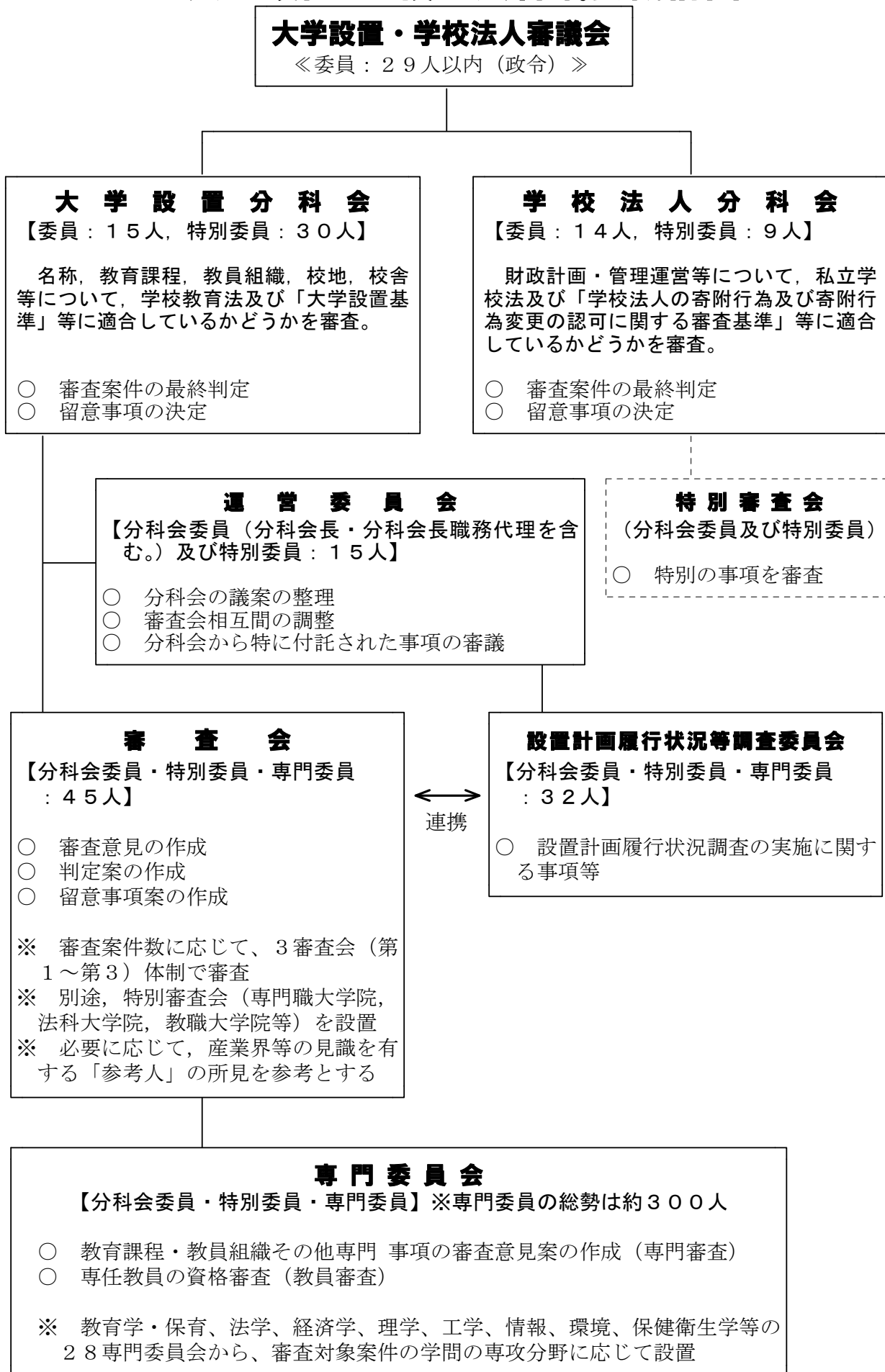
【設置認可までの流れ】（審議会における審査の流れについては別紙「審査スケジュール」参照）

- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等新設：5月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：7ヶ月、学部等新設5ヶ月）
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（10月末頃）

大学を設置するまでの流れ



大学設置・学校法人審議会機構図



大学設置・学校法人審議会委員名簿

任期:平成24年4月1日～平成26年3月31日

(大学設置分科会)

あさだ 浅田	なおき 尚紀	広島市立大学長・理事長
えんどう 遠藤	けいこ 恵子	山形県立米沢女子短期大学長・理事長
おびの 帯野	くみこ 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
かつ 勝	えつこ 悦子	明治大学副学長
こすぎ 小杉	れいこ 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
さいとう 齋藤	やすし 康	千葉大学長
さとう 佐藤	こうき 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
◎ 佐藤	とよし 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・総長
しばさき 柴崎	しんぞう 信三	ジャーナリスト
すずき 鈴木	のりひこ 典比古	公益法人大学基準協会専務理事
とりかい 鳥飼	くみこ 玖美子	立教大学特任教授
はぎもと 萩本	かずお 和男	NTT先端技術総合研究所所長
はった 八田	えいじ 英二	同志社大学長・理事長
○ 羽入	さわこ 佐和子	お茶の水女子大学長
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部長

(学校法人分科会)

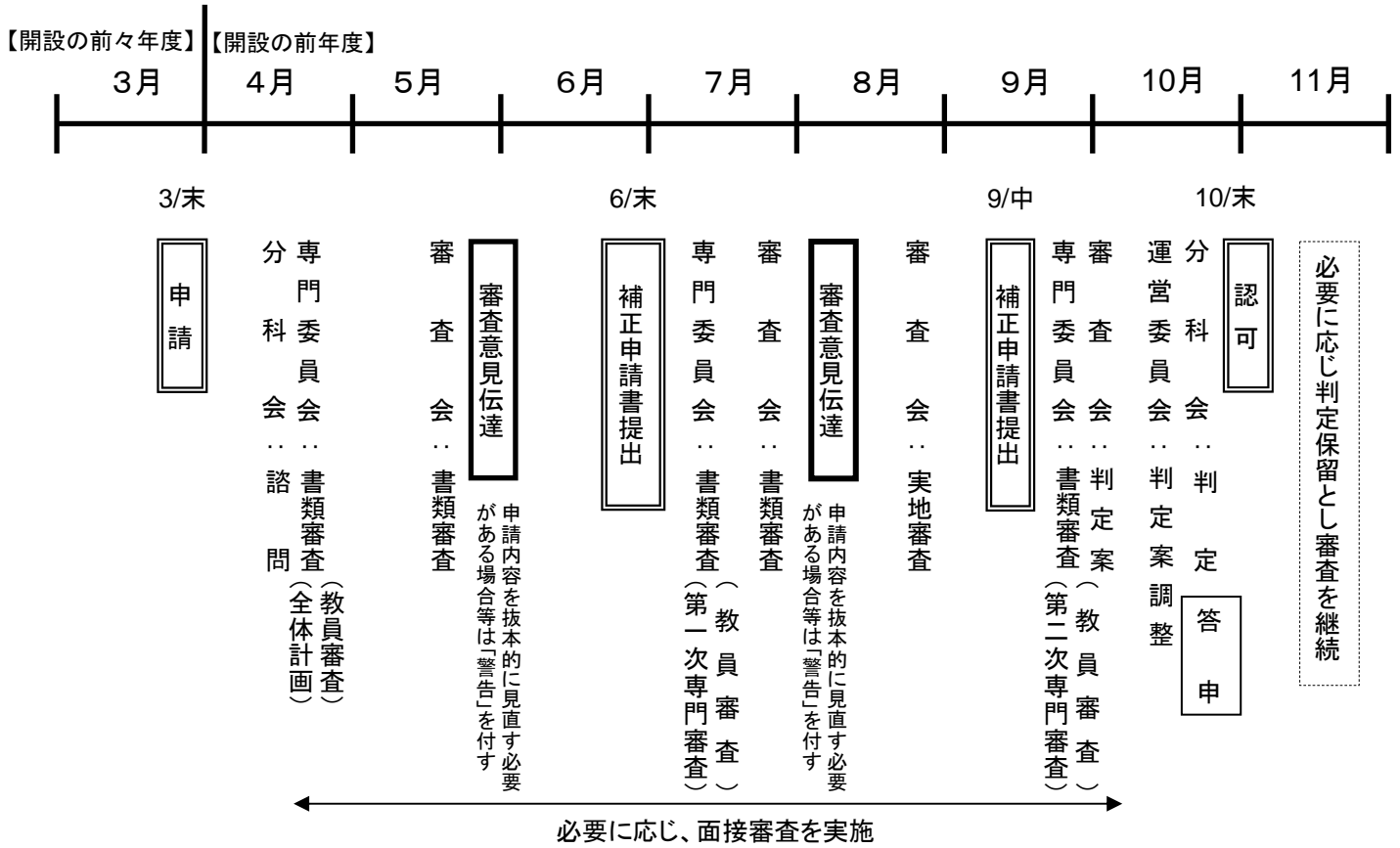
うらの 浦野	みつと 光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
おぎの 荻野	みさこ 美佐子	上智大学総合人間科学部教授
おぼら 小原	よしあき 芳明	学校法人玉川学園理事長・大学長
さかね 坂根	やすひで 康秀	学校法人山内学園理事長・香蘭女子短期大学長
さの 佐野	けいこ 慶子	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
しみず 清水	きとし 敏	学校法人早稲田大学常任理事・副総長
たかやなぎ 高柳	もとあき 元明	学校法人東北薬科大学理事長・大学長
○ 中村	りょういち 量一	学校法人中村学園理事長
◎ 日高	よしひろ 義博	学校法人専修大学理事長・大学長
ふくはら 福原	ただひこ 紀彦	学校法人中央大学理事・総長・大学長
ふくもと 福元	ゆうじ 裕二	学校法人永原学園理事長・大学・短期大学部学長
ふじおか 藤岡	いちろう 一郎	学校法人京都産業大学理事・大学長
ふるさか 古阪	さちよ 幸代	三機工業株式会社ファシリティシステム事業部ワークプレイス戦略部長
もりた 森田	のぶこ 伸子	日本女子大学人間社会学部教授

◎:分科会長、○:分科会長職務代理

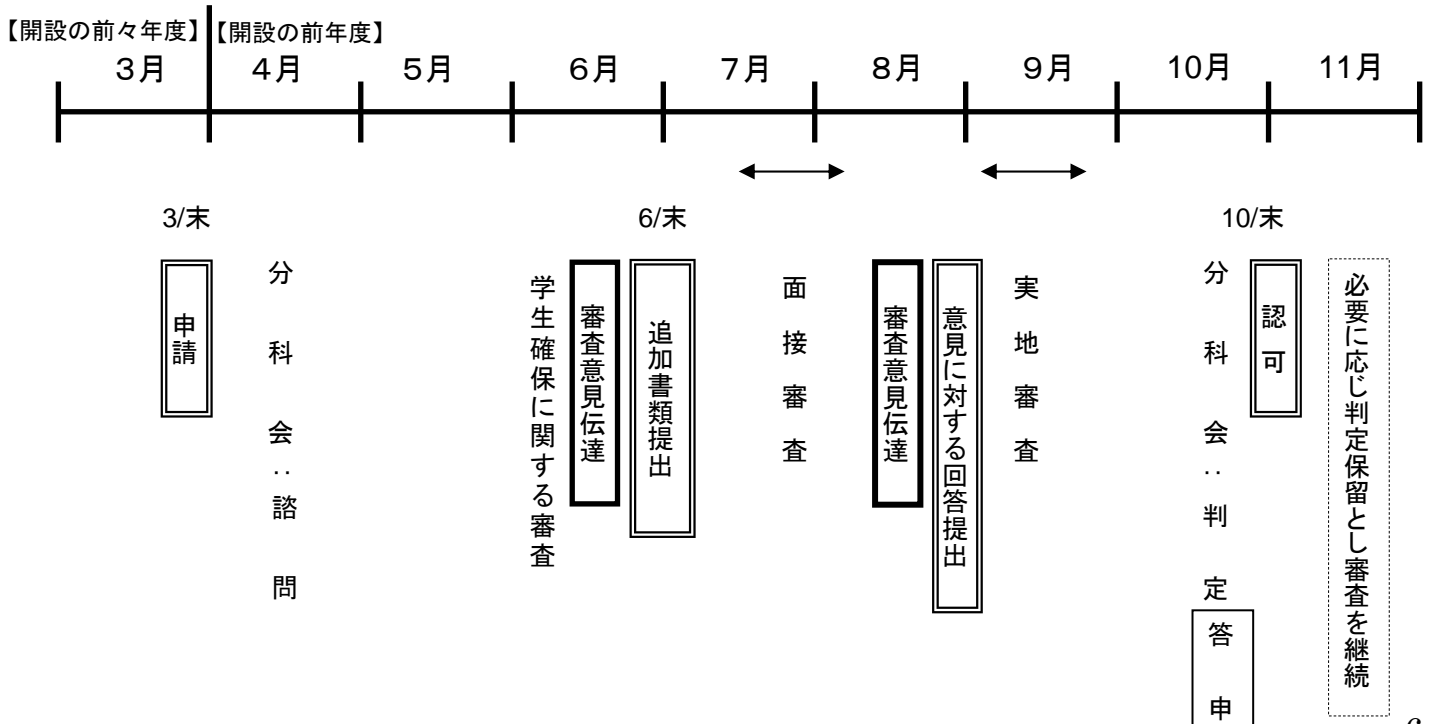
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



現在の審査基準の概要

1. 教学面の審査基準（大学設置分科会における審査）

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（文部科学省告示）

第一条 大学等の設置等の認可の申請の審査に関しては、「学校教育法、大学設置基準（中略）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする」と規定。

- 一 認可申請者が設置する大学等における過去数年間（例：4年制大学の場合は4年間）の平均入学定員超過率が一定値未満（例：大学の場合は学部単位で1.3倍未満）であること。
- 二 「歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増」または「医師の養成に係る大学等の設置」でないこと。

第二条 「認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする」と規定。

- 一 大学等の認可の申請、設置の届出における不正行為が判明した後、一定の期間が経過していない者
- 二 設置する大学等について、学校教育法に基づく改善勧告等を受けたにもかかわらず、改善が認められないもの
- 三 設置計画の履行状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

第三条 医学部の臨時入学定員増の認可に関する規定

2. 財政計画・管理運営面の審査基準（学校法人分科会における審査）

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（文部科学省告示）

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合（学校法人を新設する場合）

- 一 校地並びに施設及び設備について

〔施設・設備の整備〕

- ・校地、施設、設備が教育研究上支障のないよう整備されるとともに、大学設置基準等に適合していること。
- ・校地、施設、設備は原則として申請者の自己所有であること。但し、一定の

要件の下に借用が認められている。

- ・施設、設備の整備については、開設時まで全てが整備されている必要はなく、一定の要件の下に段階的整備が認められている。

〔設置経費〕

- ・施設、設備の整備に要する経費が標準設置経費額（設置基準上の最低基準をもとに算定した最低限度額）以上計上されていること。
- ・校地、施設、設備の整備に要する経費の財源が、申請時に寄附金として収納されていること。

二 経営に必要な財産について

〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費が標準経常経費額（設置基準上の最低基準をもとに算定した最低限度額）以上計上されていること。
- ・申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- ・開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。

三 役員等について

- ・理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識または経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有するものであること。
- ・学校法人の管理運営上必要な諸規定の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること、等。

四 その他

- ・学校法人設立の認可申請において申請者に不正行為があった後、一定期間が経過していない場合は認可をしないこと。

第二～第五 既存の学校法人が大学、学部等を設置する場合や、設置者変更に係る寄附行為の変更等を認可する場合

※基本的には「第一」の法人新設の場合と同様の基準が準用される。加えて、負債率や負債償還率について一定の数値を下回ることを要件としている。

第六 その他

- ・申請内容の公表や設置計画の履行状況の調査等に関する規定

○ 大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)

最終改正 平成二四・五・一〇文部科学省令二三

学校教育法第三条、第八条、及び第四百四十二条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の二）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第三条―第六条）
- 第三章 教員組織（第七条―第十三条）
- 第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条）
- 第五章 収容定員（第十八条）
- 第六章 教育課程（第十九条―第二十六条）
- 第七章 卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）
- 第九章 事務組織等（第四十一条―第四十二条の二）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）
- 第十一章 雑則（第五十条―第五十三条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第二条 大学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

（学部）

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学科）

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えたものとする。

（課程）

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの

基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において単に「共同学科」という。）に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教員組織

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第八条及び第九条 削除

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条及び第四十六条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目に

つては、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第四章 教員の資格

(学長の資格)

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこ

れに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でておりと認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

る。

一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第五章 収容定員

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごととに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第六章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開

設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第二十條 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第二十一條 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期

間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第二十五條 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第二十五條の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五條の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第二十六條 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第七章 卒業の要件等

(単位の授与)

第二十七條 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七條の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八條 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十九條 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が

行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生等)

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十

七条の規定を準用する。

3 大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習(以下「薬学実務実習」という。)に係る二十単位以上を含む。)を修得することとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第

一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することに より得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設

けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

- 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
- 二 校舎から至近の位置に立地していること。
- 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用については、教育研究に支障のないようにするものとする。

ては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用については、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科学科以外の学科学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科学科を置く学部については、当該学部における共同学科学科以外の学科学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科学科を置く学部については、当該学部における共同学科学科以外の学科学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのものであるものを加算して得られる面積とする。

共同学科学科を置く学部については、当該学部における共同学科学科以外の学科学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(附属施設)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科学科を設ける大学には、その学部又は学科学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
獣医学に関する学部又は学科学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

(薬学実務実習に必要な施設)

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(大学等の名称)

第四十条の四 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。
(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大

学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学(以下「構成大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 大学は、共同教育課程(大学院の課程に係るものを含む。)のみを編成することはできない。

3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第四十四条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位(第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。)を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同

学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位(同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。)以上を修得することとする。

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る専任教員数)

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表の中欄又は口の表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一の表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同学科に係る校地の面積)

第四十七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同学科に係る校舎の面積)

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「大学別校舎面積」という。)以上とする。

2 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同学科に係る施設及び設備)

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 雑則

(外国に設ける組織)

第五十条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところによ

り、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

(学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外)

第五十一条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条(第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。)の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

(その他の基準)

第五十二条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

(段階的整備)

第五十三条 新たに大学等を設置し、又は棄学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

3 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間(昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加する大学(次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。)の専任教員数については、第十三条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。

5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

6 昭和六十一年度以降に期間(平成十一年度を終期とするものに限る。)を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間(平成二十二年から平成十六年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

7 平成二十二年以降に期間(平成三十六年度までの間の年度間に限る。)を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより七百五十人までの範囲で増加する大学(次項及び第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。)の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、百五十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

8 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校地の面積の算定については、当該大学の医学に関する学部の学科における七百二十人を超える部分の収容定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

9 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校舎の面積の算定については、別表第三口に定める医学関係の校舎の面積を別表第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルを超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び別表第三口に定める医学関係の附属病院の面積を別表第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される

面積を増加した面積として、第三十七条の二の規定を適用する。

附 則 (昭和三七・四・一八文部省令二二)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇・三・六文部省令七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一・七・一文部省令三七)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四三・四・一文部省令七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五・八・三一文部省令二二)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七・三・一八文部省令五)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八・一一・二八文部省令二九) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇・四・二八文部省令二二) 抄

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇・一一・二五文部省令四〇)

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五六・一・一七文部省令二)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七・三・二三文部省令一)

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八・六・二四文部省令二三)

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和五十九年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和五十九年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和六十年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学

の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たつては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。

3 学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号)附則第二項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第三十二条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八・九・一文部省令二四)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九・八・一三文部省令四六)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇・二・五・文部省令一)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇・九・四文部省令二六)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元・九・一文部省令三四) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三・六・三文部省令二四)

1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第三十六条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成九・六・五文部省令二七)

この省令は、平成九年六月五日から施行する。

附 則 (平成一〇・三・三一文部省令一一)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一・三・三一文部省令一九)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一・九・一四文部省令四〇)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成十二年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二・一〇・三一・文部省令五三) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三・三・三〇文部科学省令四四) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四・三・二八日文科科学省令九)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五・三・三一文科科学省令一五) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六・三・一二文科科学省令八) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六・一一・一三文部科学省令四二)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六・一二・一五文科科学省令四三)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第六十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 平成十八年三月三十一日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であつて、施行日以後に菓学を履修する課程（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）に在学することとなったもの

附 則（平成一八・三・三一 文部科学省令一一）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 この省令に規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一・二（略）

三 大学設置基準第十四条第四号

四 高等専門学校設置基準第十一条第三号

五 短期大学設置基準第二十三条第五号

附 則（平成一九・七・三一 文部科学省令二二）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九・一二・二五 文部科学省令四〇）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する

附 則（平成二〇・三・一〇 文部科学省令二）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇・一一・一三 文部科学省令三五）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則（平成二一・一一・一一 文部科学省令三四）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二・二・二五 文部科学省令三）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二二・六・一五 文部科学省令一五）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四・五・一〇 文部科学省令二三）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する 場合の専任教員数		二 以上の学科で組織する 場合の一学科の収容 定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育学関係・保育学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
獣医学関係	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—四八〇	一六
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—四八〇	一六
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。）	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	六
保健衛生学関係（看護学関係）	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	六
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（以下ロの表及び別表第二において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容 収容定員 収容定員 収容定員 収容定員 収容定員

- 四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。
- 五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（別表第二において同じ。）。
- 六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開講状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（別表第二において同じ。）。
- 七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 八 二以上の学科で組織される学部で獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
- 九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部で薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「十六」とあるのは、「二十二」とする。
- 十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
- 十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によるものが適当でない場合については、別に定める。

学部の種類	定員	三六〇人	四八〇人	六〇〇人	七二〇人	八四〇人	九六〇人
	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数	までの場 合の専任 教員数
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一〇六	一一三
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三	

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- 二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
- 四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に依り定める専任教員数(第十三条関係)

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合(当該学部は医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。)においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。

別表第三 学部の種類に依り定める校舎の面積(第三十七条の二関係)

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇一人以上の場合の面積(平方メートル)
	イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積				
文学関係	2,644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958	
教育学関係・保育学関係	2,644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958	
法学関係	2,644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958	
経済学関係	2,644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958	
社会学・社会福祉学関係	2,644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員-800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958	
理学関係	4,628	(収容定員-200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(収容定員-400) × 3,140 ÷ 400 + 5,785	(収容定員-800) × 3,140 ÷ 400 + 8,925	
工学関係	5,289	(収容定員-200) × 1,322 ÷ 200 + 5,289	(収容定員-400) × 4,628 ÷ 400 + 6,611	(収容定員-800) × 4,628 ÷ 400 + 11,239	
農学関係	5,024	(収容定員-200) × 1,256 ÷ 200 + 5,024	(収容定員-400) × 4,629 ÷ 400 + 6,280	(収容定員-800) × 4,629 ÷ 400 + 10,909	
獣医学関係	5,024	(収容定員-200) × 1,256 ÷ 200 + 5,024	(収容定員-400) × 4,629 ÷ 400 + 6,280	(収容定員-800) × 4,629 ÷ 400 + 10,909	
薬学関係	4,628	(収容定員-200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(収容定員-400) × 1,983 ÷ 400 + 5,785	(収容定員-800) × 1,983 ÷ 400 + 7,768	
家政関係	3,966	(収容定員-200) × 992 ÷ 200 + 3,966	(収容定員-400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958	(収容定員-800) × 1,984 ÷ 400 + 6,942	

美術関係	3,834	(収容定員-200) × 959 ÷ 200 + 3,834	(収容定員-400) × 3,140 ÷ 400 + 4,793	(収容定員-800) × 3,140 ÷ 400 + 7,933
音楽関係	3,438	(収容定員-200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員-400) × 2,975 ÷ 400 + 4,297	(収容定員-800) × 2,975 ÷ 400 + 7,272
体育関係	3,438	(収容定員-200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員-400) × 1,983 ÷ 400 + 4,297	(収容定員-800) × 1,983 ÷ 400 + 6,280
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,966	(収容定員-200) × 992 ÷ 200 + 3,966	(収容定員-400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958	(収容定員-800) × 1,984 ÷ 400 + 6,942
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	4,628	(収容定員-200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(収容定員-400) × 3,140 ÷ 400 + 5,785	(収容定員-800) × 3,140 ÷ 400 + 8,925

備考

- この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設の面積は含まない(ロ及びハの表において同じ。)
- 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ。)
- 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする(ハの表において同じ。)
- 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることが出来る(ハの表において同じ。)
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。
- この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、専修学校又は各種学校(以下この号において「学校等」という。)が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる(ロ及びハの表において同じ。)

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類	収容定員		学部の種類	収容定員		学部の種類	収容定員		学部の種類	収容定員	
	区分	1トール		区分	1トール		区分	1トール		区分	1トール
医学関係	校舎	一二、六五〇	医学関係	校舎	一四、三〇〇	医学関係	校舎	一六、七五〇	医学関係	校舎	一八、二五〇
	附属病院	二八、〇五〇		附属病院	三一、一〇〇		附属病院	三三、一〇〇		附属病院	三五、一〇〇
歯学関係	校舎	八、八五〇	歯学関係	校舎	九六、〇〇	歯学関係	校舎	一〇、三五〇	歯学関係	校舎	一一、二〇〇
	附属病院	五、七〇〇		附属病院	五、八〇〇		附属病院	五、九〇〇		附属病院	六、〇〇〇

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員	面積	学部の種類	収容定員	面積	学部の種類	収容定員	面積	学部の種類	収容定員	面積
	二〇〇人まで	四〇〇平方メートル		六〇〇人まで	八〇〇平方メートル		一〇〇〇人まで	一二〇〇平方メートル		一四〇〇人まで	一六〇〇平方メートル
	二〇〇人まで	四〇〇平方メートル		六〇〇人まで	八〇〇平方メートル		一〇〇〇人まで	一二〇〇平方メートル		一四〇〇人まで	一六〇〇平方メートル
	二〇〇人まで	四〇〇平方メートル		六〇〇人まで	八〇〇平方メートル		一〇〇〇人まで	一二〇〇平方メートル		一四〇〇人まで	一六〇〇平方メートル
	二〇〇人まで	四〇〇平方メートル		六〇〇人まで	八〇〇平方メートル		一〇〇〇人まで	一二〇〇平方メートル		一四〇〇人まで	一六〇〇平方メートル

文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学関係・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	一、七一三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一、七三四	一、三二一	一、四〇七	一、六〇八
工学関係	三、八三四	四、七九三	七、一〇七	九、四二一	一一、七三五	一四、〇四九	一六、三六三	一八、六七七	二〇、九九一	二二、三〇五
農学関係	三、六三六	四、六二八	六、九四二	九、二五八	一一、五七〇	一三、八八四	一六、一九八	一八、五一二	二〇、八二六	二二、一四〇
獣医学関係	三、六三六	四、六二八	六、九四二	九、二五八	一一、五七〇	一三、八八四	一六、一九八	一八、五一二	二〇、八二六	二二、一四〇
薬学関係	三、三〇五	四、一三二	五、一三三	六、一五五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五	一二、〇六七
家政関係	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一三三	六、一五五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
美術関係	二、六四四	三、三〇五	四、九五八	六、六一一	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五	一二、〇六七	一三、〇五八
音楽関係	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一三三	六、一五五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
体育関係	二、七七六	三、一四〇	四、四六二	五、四五四	六、四〇三	七、七六八	八、七三四	九、七〇八	一〇、七〇八	一一、七〇八
保健衛生学関係（看護学関係）	二、五二二	三、一四〇	四、一三二	五、一三三	六、一五五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

備考 収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二、〇〇〇人を増すことに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

社会的ニーズ及び学生確保の見通しに関する審査の現状について

1. 法令上の規定等

- (1) 現状では、「社会的ニーズ」について審査を行うとする直接の規定はない。

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（文部科学省告示）により、学校教育法その他の法令に適合することが求められていることから、大学設置分科会において、学校教育法に規定する大学の目的に照らして審査が行われている。

◆学校教育法

（目的）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- (2) 「学生確保の見通し」については、教学面・経営面の双方で重要であることから、大学設置分科会、学校法人分科会の両分科会で審査を行っている。

特に大学新設等の際には学生確保の成否が学校法人の経営に重大な影響を与えるため、私立学校法にいう「経営に必要な財産」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（文部科学省告示）にいう「経常経費の財源」の観点から、学校法人分科会においては、平成22年度開設分の審査からマーケティング等の専門委員を置き、財務計画を確認する観点から審査を行っている。

◆私立学校法

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

◆学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（文部科学省告示）

第一の二の（三）

開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金で充てるものでないこと。

2. 審議会における審査

- (1) 「社会的ニーズ」に関連する内容としては、実際には主に次のような点について、根拠となるデータ等に基づき説明がなされているかどうかを審査しており、追加の説明やデータの提出を求めることもある。自治体等からの要望書等が添付される場合もある。

- ・養成する人材像及びそれに対する社会的人材需要
- ・（短期大学や専門学校等からの改組の場合）養成人材像についての改組前後の相違点
- ・想定される卒業後の具体的な進路等

(2) 「学生確保の見通し」については、

(7) 次の資料の提出を求めている。

- ① 学生確保に関する見通し（大学新設の場合は、第三者による学生確保の見通しの調査結果を含む。）
- ② 学生確保に向けた取組状況

(イ) 専門委員による審査は次のようになっている。

- ① 対象：・大学（短大、大学院大学を含む。）の新設
・学部（短大は学科）の新設（平成25年度開設分から）
- ② 審査体制：専門委員2名＋分科会委員1名
- ③ 審査内容：学生確保に関する計画の確実性について審査を行い、分科会に対して意見を述べる。分科会は専門委員の意見を参考に審査を行い、その結果、必要と判断した場合は申請者に対して学生確保に関する意見（定員確保に向けた実効性のある取組を求める等）を通知する。
- ④ 審査スケジュール：

6月	専門委員による審査①
6月	学校法人分科会へ報告、申請者への意見通知
7月	申請者からの回答
7月	面接審査会
8月	専門委員による審査②
(8月	学校法人分科会へ報告、申請者への意見通知
9月	実地調査

〈参考〉平成15年の規制緩和における変更点

- (1) 従前は、大学の新設については、以下に例示するような必要性がある場合を除き、基本的に抑制する方針がとられていた。（「平成十二年度以降の大学設置に関する審査の取扱い方針」（審議会内規））
平成15年に内規が廃止され、医師、歯科医師の養成などを除き、抑制方針が撤廃された。

- (例) ・看護職員の養成に関するもの及び情報、社会福祉、医療技術、先端科学技術など特別の人材養成に係るもので、我が国全体として特に必要と認められるもの。
・申請大学が立地する地域における収容力が社会的要請に比して著しく低く、当該地域に設置することが必要と認められるもの。

- (2) 従前は、「大学設置審査基準要項」（大学設置分科会における審査基準として定められた審議会内規）において、次のように「学生確保の見通し」に関する基準が置かれていたが、平成15年に廃止された。

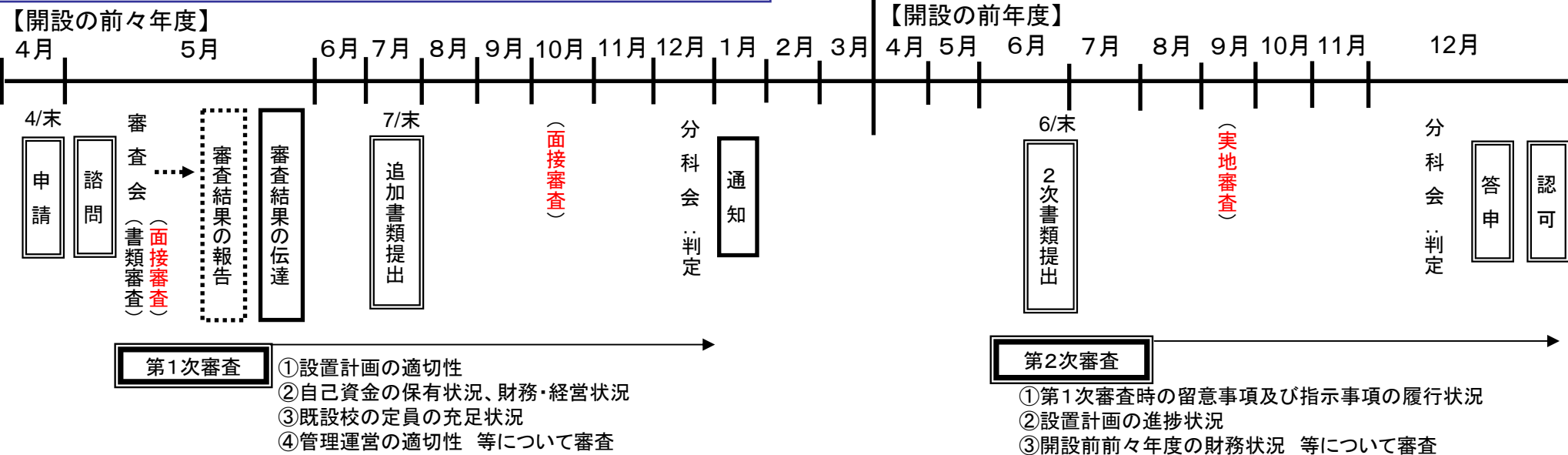
○大学設置審査基準要項（大学設置分科会長決定）（抜粋）

十 学生確保

長期的に安定した学生の確保について、十分な見通しが示されていること。

学校法人分科会(寄附行為関係)

○平成4～6年度の審査スケジュール(1年8か月)

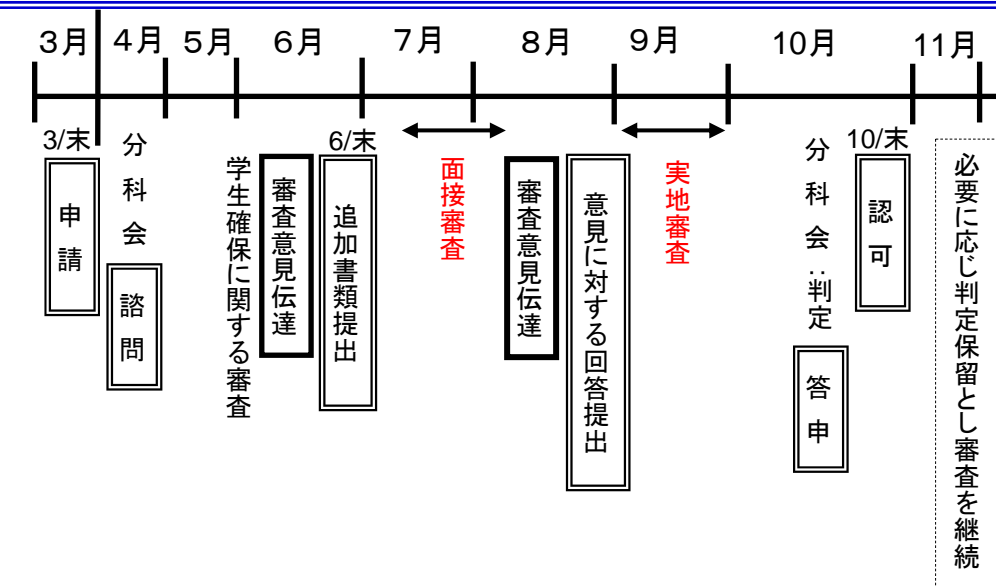


○平成4～6年度の審査では、

- ・開設前々年度に第1次審査を実施。
- ・開設前年度の第2次審査において、第1次審査時の留意事項等の履行状況、設置計画の進捗状況等について審査。
- ・第1次審査において設置が認められない判定となった場合、第2次審査は行われぬ。

○大学が社会の変化や学術の進展等に迅速に対応できるようにするとともに、審査の簡素化、申請者の負担軽減の観点から、段階的に審査期間を短縮

○現在の審査スケジュール(7か月)

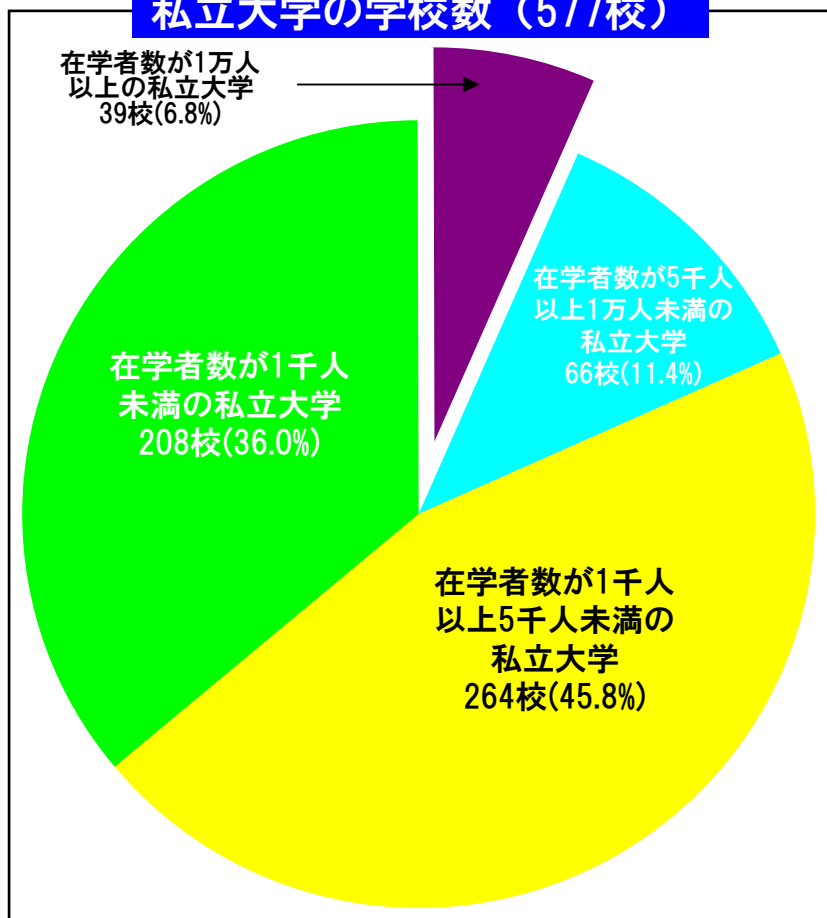


【参考】審査期間の変遷(大学設置分科会と同様)

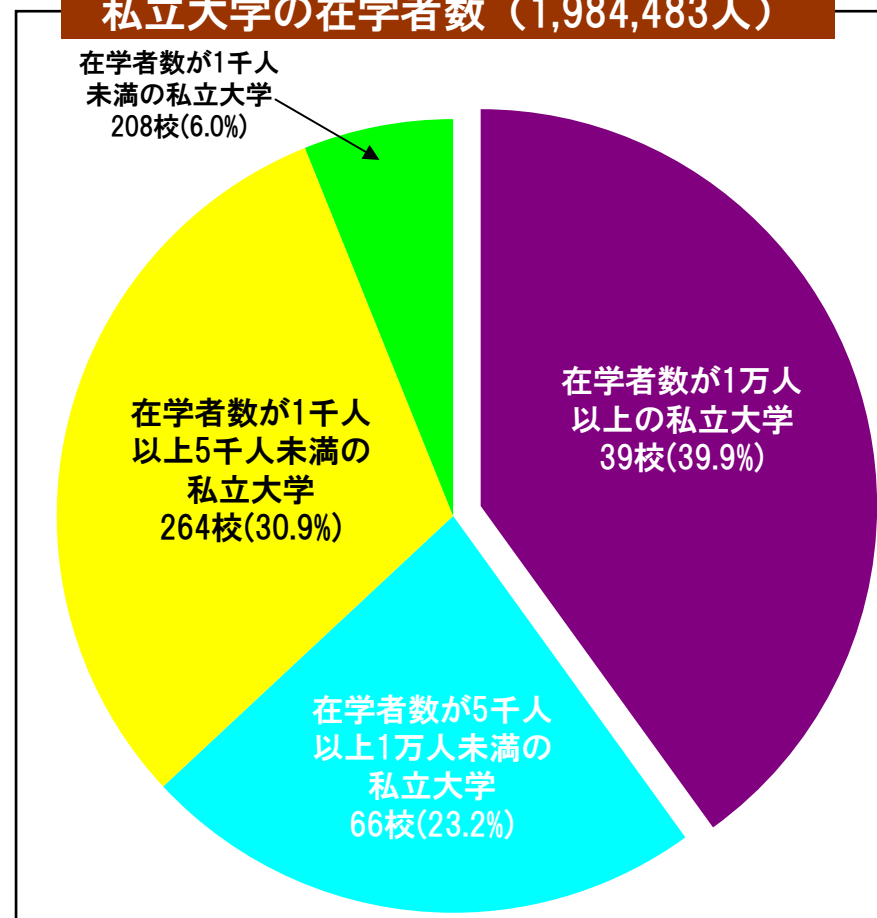
- ・平成4～6年度審査：1年8か月
- ・平成7～12年度審査：1年3か月
- ・平成13～14年度審査：8か月
- ・平成15～19年度審査：7か月(4月末申請、11月末認可)
- ・平成20年度審査以降：7か月(3月末申請、10月末認可)

在学者数が1万人以上の私立大学（39校）は、学校数では全体の約7%であるが、在学者数では全体の約40%を占めている。

私立大学の学校数（577校）



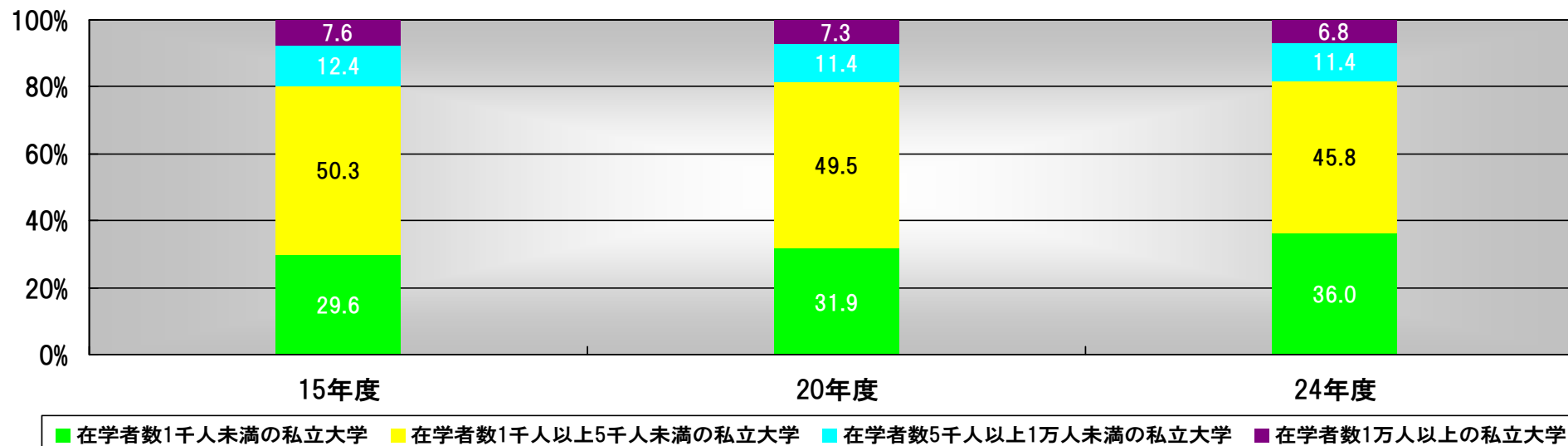
私立大学の在学者数（1,984,483人）



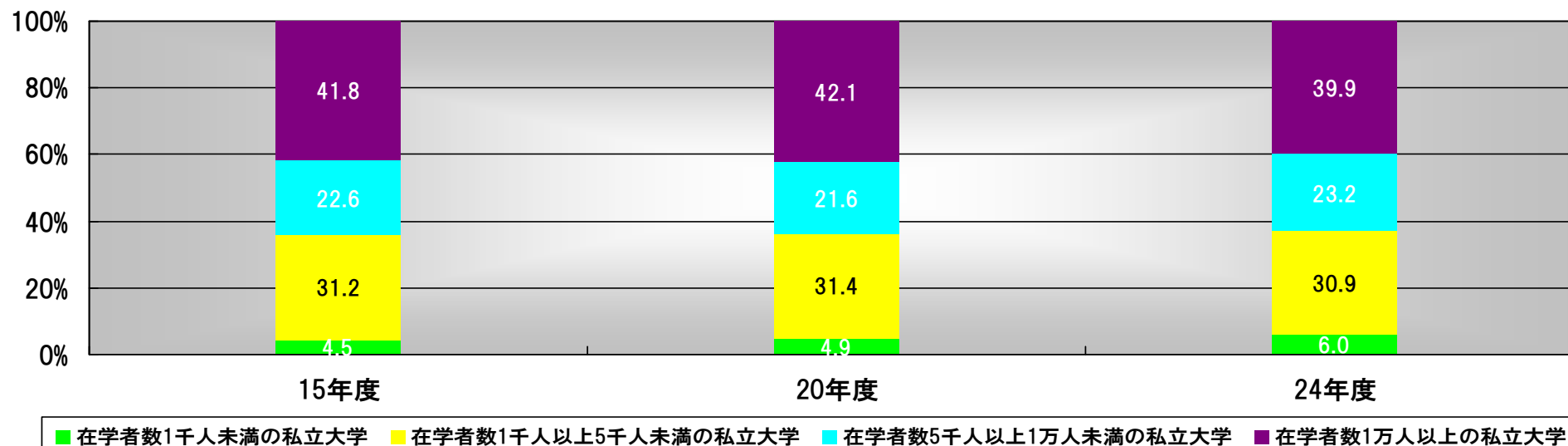
※ 日本私立学校振興・共済事業団のデータにより文部科学省が集計。
 ※ 学生募集停止中の大学、大学院のみを設置する大学及び通信制課程のみを設置する大学は含まない。

私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率の推移（平成15年度以降）

私立大学の学校数の規模別構成比率



私立大学の在学者数の規模別構成比率

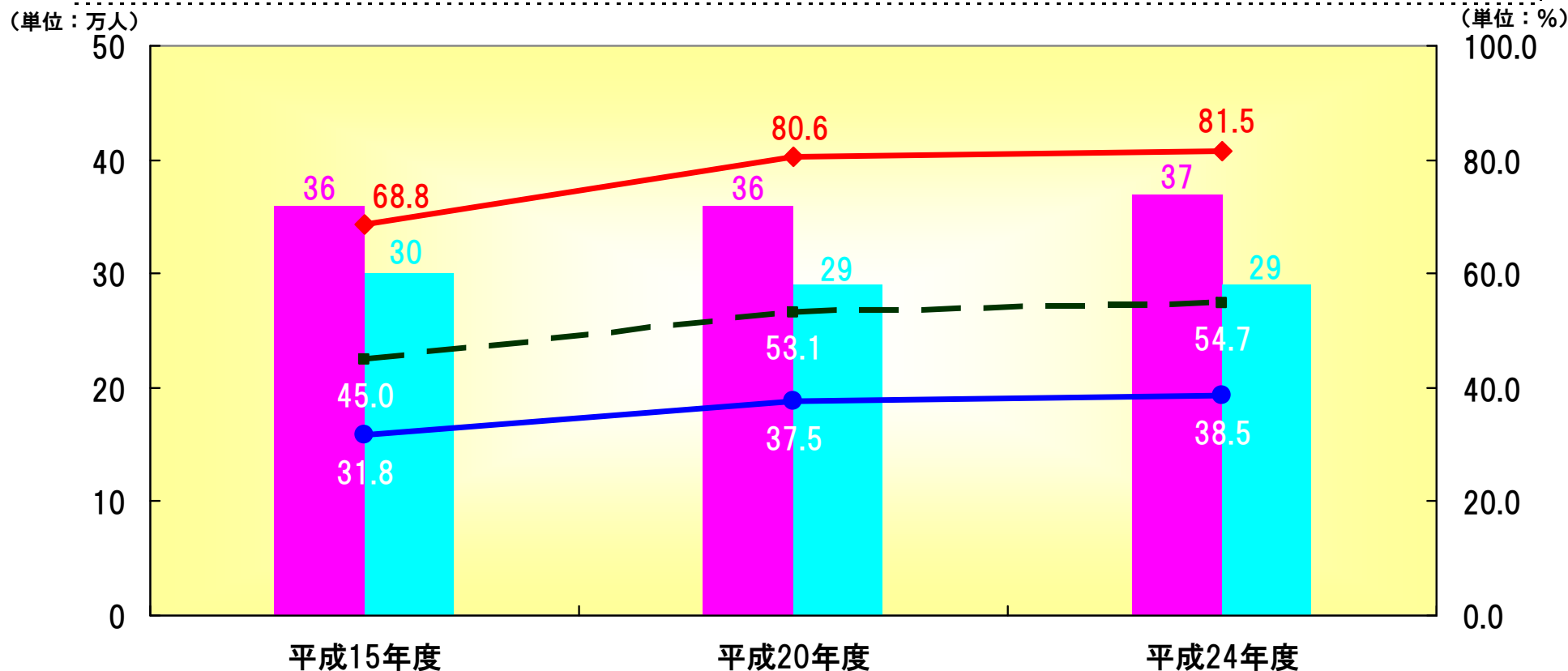


大学・短期大学の入学定員数等の推移（都市部とそれ以外との比較）

資料11

18歳人口に占める大学・短期大学の入学定員の割合の推移をみると、都市部（60～80%台）と都市部以外（30%台）とで大きな差がある。

- 大学等の入学定員（都市部：7都府県）
- 大学等の入学定員（都市部以外：40道県）
- ◆ 18歳人口に占める入学定員の割合（都市部：7都府県）
- ◆ 18歳人口に占める入学定員の割合（都市部以外：40道県）
- 18歳人口に占める入学定員の割合（全国平均）



<備考>

[都市部] 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の7都府県
 [都市部以外] 上記7都府県以外の40道県

<出典>

○18歳人口は、文部科学省の学校基本調査。
 ○入学定員は、国公立は「全国大学一覧」及び「全国短期大学一覧」、私立は「日本私立学校振興・共済事業団」のデータ。